

子どもたちへの教育支援

学ぶ
Study

[1] 難民の子どもたちへの教育支援の意義

(1) 難民の子どもたちへの教育支援の意義と可能性

難民の子どもたちへの教育支援は、彼らに母国で受けられなかった教育機会を提供することになります。難民の子どもたちは将来、マルチリンガルを活かして母国と日本という複数社会を取り結ぶ存在となります。同時に、ともに学ぶ日本の子どもたちは、難民の子どもたちとのコミュニケーションを通じて、異なる言語、習慣、文化を読み解く異文化リテラシーを身につけ、マイノリティへの配慮ができる国際的な資質を高めます。受け入れる学校も、文化的多様性への対応力を高め、グローバルな教育環境をつくり出すことになります。難民の子どもたちが持つ多様性は、日本社会・学校教育の場の資源・資本を生み出す原動力になります。

episode

失われた教育機会

東南アジア出身のAさんは、11歳のときに国内紛争が起き、学校教育を中断して隣国の難民キャンプに逃れました。難民キャンプでの生活は20年近くになり、いまでは結婚して子どもを育てています。Aさんはすでに30歳を過ぎ、ついに母国での教育を続ける機会が得られませんでした。

(2) 難民において配慮すべき背景

難民の子どもや保護者は、日本とは文化や制度が異なる社会から移住してきました。彼らの移住背景を知っておくと、子どもや保護者の文化や考え方などを理解しやすくなるでしょう。

① 来日前の移住経験への配慮

- I. 難民の子どもや保護者は、民族、宗教、国籍や政治的意見などにもとづいて、迫害を受ける恐れを抱いて国外に逃れてきた人々です。教育、仕事、友人や慣れ親しんだ故郷さえも手放してきました。他の外国籍住民とは異なり、本国に自由に帰国することはできません。
- II. 難民となった背景も一様ではありません。宗教を理由に迫害を受けた人々にとって、信仰は人生にかけがえのないものです。民族を理由に迫害を受けた人々にとって、民族固有の文化やアイデンティティは、なにより守り通すべきものです。母国でマイノリティだった人々は、移住背景の違いから、同じ国の出身者でも連絡が取りづらいこともあります。
- III. 難民は、都市生活を経験した人たちばかりではありません。難民のなかには、難民キャンプで生まれ育ち、仕事に就いて生計を営んだ経験がない人々もいます。経済や社会の仕組みが大きく異なる日本社会での生活は、多くの戸惑いを伴います。

② 来日初期の適応訓練

第三国定住難民の子どもや保護者は来日直後から半年間、日本語や生活情報を学ぶ定住支援施設に通うことになっています。子どもたちはこの間に日本語の初期指導を受け、数週間ほど学校で体験入学なども経験します。地域や学校が子どもたちを受け入れるにあたり、どんな言葉や情報を学んできたのかを事前に確認しておくといでしょう。

③ 同郷者コミュニティとの関係

難民は、移住背景の違いから、必ずしも同郷者コミュニティにすぐに溶け込めるとは限りません。外国籍住民は、同郷者ネットワークを通じて必要な情報や資源にアクセスすることがありますが、民

族や宗教の違いを理由に、同郷者のネットワークに参画できない難民は、情報へのアクセスが不自由になる恐れもあります。

(3) 難民の教育に必要な視点

難民の子どもたちは、異文化環境のなかで成長していきます。複数文化にまたがる課題を知っておくと、難民という外国ルーツの子どもたちの受入れ時に、よりよい授業設計やクラス運営をおこなうことができるでしょう。

① 異なる文化間を移動する子どものライフコース

難民の子どもたちは、学校、家庭、地域社会で、母国文化と日本文化の間を日常的に行き来しています。そこでは文化間の葛藤や衝突にも直面します。日々、文化間移動をしながら成長し、社会性を身に付けていきます。その連続性を考慮するとき、ライフコースという見方が重要となります。

I. 幼児期・少年期・青年期の学びの連続性

子どもたちのライフコースを考えると、「イマ」の教育をどうするかだけでなく、これまでと今、そしてこれからという見通しを持つことが必要です。保育・幼児教育—小・中学校教育—それ以降の高等教育あるいは就業という連続帯の中で、今何を教えるかを判断することが求められます。

II. 母語・母文化継承の意味

難民の子どもが日本で母語を使う機会は家庭内に限られ、母語は喪失されがちです。子どもは母語を介して日本語を習得したり、親子関係を構築したりしています。子どもの母語・母文化の継承を支え、生育環境を擁護する必要があります。

episode

ミャンマーのこと、知らない

B君は、タイのキャンプを経て5歳で来日し、まもなく5年になります。社会科で国際社会について学ぶ際、担任の先生が「ミャンマーのことをみんなに紹介して」と頼むと、「ボク、わかんない」と答えます。B君にとって、ミャンマーは親の国であっても、母国としてアイデンティティを抱くには、遠い国になってしまっているのです。担任の先生は、B君が将来を描くにも、親との関係を維持するにも、家族の歴史と民族的背景を知り、考える機会が必要だと考え、クラス全体でミャンマーについて学ぶ活動を始めました。

III. エスニック・ルーツの受容

子どもは、成長するなかで自分のルーツを意識し始めます。日本人や外国籍の友だちとのコミュニケーション、教員や地域社会との関係のなかで、難民の子どもはルーツを受容していきます。

episode

ルーツを受けとめる

中学生のC君は、自分の外国のルーツを友達にあまり話したがりがみせん。友達が自分のルーツをどう感じているのかを不安に思っているからです。C君の不安を取り除くため、担任の先生は少しずつC君から話を聞くことにしました。まわりの受け止め方や働きかけが大切になります。

IV. 異文化環境における親子関係

両親が日本語に不得手な場合、難民の子どもが学校や地域との「通訳」の役割を引き受けます。両親が日常的に子どもに依存し続けると、両親が子どもの教育をチェックできなくなりがちです。母文化の継承が親子関係の安定化に寄与することもあります。

②学校・支援教室という場の役割

I. 日本語の獲得と認知発達・学力伸長

難民の子どもたちの日本語力は、学力そのものを表しているとは限りません。日本語表現が不得手でも深い思考を伴っていたり、逆に日本語表現が上手であっても、浅い思考に留まっていたりすることがあります。短時間に成果を求める課題ではなく、創意工夫を伴って成果物を生み出す課題を通じて、子どもの学力を評価することもできます。

また母語と日本語、母文化と日本文化という複数言語・複数文化での思考は、物事を相対的に捉え、柔軟な学力の定着にもつながります。

II. 異文化に対する配慮

母文化と日本の学校文化との両立が不自由なことがあります。例えば、ムスリムの子どもの場合、男女一緒での体育・水泳は困難となりがちです。授業見学など学校からの配慮が求められています。彼らの多元的アイデンティティを尊重しつつ文化適応を促すことが重要です。

III. 日本人生徒・外国籍生徒との関係性

クラスなどでの友人関係は、難民の子どもの成長にとって大切です。子どもに身近な存在として、難民および外国人としてのルーツの開示や承認を左右します。周囲の子どもの理解を促し、関係性を構築する空間を学校が提供することが期待されます。

③義務教育修了後からより広い社会への参画へ

難民の子どもたちにとって、義務教育修了後のキャリア選択はまさに「未知への旅」です。地域の「高校進学ガイダンス」への参加や外国籍の先輩からのアドバイスは、子どもたちの将来設計の参考になるでしょう。地域の日本語教室や学習支援教室も活用できます。

子どもたちの高等教育進学では、進学のための学力が問題になりがちです。多様な観点から能力評価を行う推薦入試も利用できるでしょう。また学費や進学費用など経済問題に直面したときは、難民や外国籍の子どもが受け取れる支援金や奨学金の活用もできるでしょう。

難民の子どもたちは将来、地域を出て日本社会で競争して生き抜く力の修得が求められます。キャリア教育や市民性教育も含め、ライフコースを見据えた支援をおこない、社会に参画して活躍できるよう後押ししていくことが大切になります。

図表16 子どもたちの受入れ・支援・日本語指導の流れ

フェーズ	受入れ準備 (6ヶ月前～到着時)	初期Ⅰ (到着時)	初期Ⅱ (到着時～1週間)	初期Ⅲ (1週間～3ヶ月)	中期Ⅰ (3～6ヶ月)	中期Ⅱ (6ヶ月～1年)	見守り期 (1～2年)	フォローアップ期 (2年～)
体制づくり	○「特別的教育課程」の編成、実施を検討(教育委員会と相談) ○難民についての校内研修の実施	○面接(通訳付)で本人と保護者の状況を把握 ○保護者との連絡の取り方の検討	○教職員内の情報交換(養護教諭・栄養教諭などとの打ち合わせ) ○保護者と家庭教育の話し合い	○在籍学級の児童生徒の理解を促す活動	○授業参観／懇談会などを実施	○教職員間の情報交換 ○異文化適応に関する校内研修の実施	○体制の見直し、2年目の担当者・学級担任などの決定	○「特別的教育課程」の継続実施を検討(教育委員会と相談)
ネットワークング	○教育委員会・地域支援団体との情報交換 ○受入れ児童の情報収集 ○支援者連絡会などの設置 ○経験校からの情報の入手 ○教育委員会あるいは国際交流協会からの通訳者などの手配	○支援者連絡会の開催(3カ月に1回程度) ○保護者会などでの学校の対応の周知 ○地域の支援団体との打ち合わせ	○地域の支援教室との情報交換	○地域の支援教室を紹介	○支援者連絡会の開催	○支援者連絡会の開催	○支援者連絡会の開催	
支援内容	○成績の取り扱いについて検討 ○学校からの通知の翻訳 ○コース設計案作成 ○在籍学級の受入れの雰囲気づくり ○母語環境づくり	○指導計画の修正(内容・取り出し指導の回数など) ○学校生活／日課／学用品などの説明	○在籍学級で交流活動 ○取り出し指導開始	○学校行事の紹介 ○安全／健康への意識喚起	○日本語能力の把握と指導プランの見直し(3カ月に1度) ○地域の施設利用の指導	○将来設計を確認(受験など) ○1年の振り返り	○入り込み指導も開始	
日本語指導のコース設計各プログラムの配置		○生活日本語「サバイバル」の指導開始	○日本語の基礎「文字／語彙／文型」指導開始	○教科補修を開始 ○母語／母文化学習	○技能別日本語／学習言語の指導(日本語と教科の統合教育)	○キャリア(進路)指導の開始		

[2] 子どもたちの受入れ体制づくりと 教育支援の流れ

ここからは、小・中学校段階の子どもたちの受入れや支援・教育を中心にお話します。その内容を、小学校入学前の保育・幼児教育、高校進学以降の子どもたちの暮らしや学びとも結び付けて理解し、支援・教育の具体的な内容や方法を決定してください。

(1) 体制づくりと支援の流れ

難民の子どもたちの受入れ前の準備、受け入れてからの支援・対応の例を、フェーズごとに図表16に示しました。各段階の具体的な内容や例は[3]～[5]で紹介します。

主には、学校及び教員が担当することになりますが、受入れ前後は教育行政(教育委員会)、通訳者・翻訳者などの外部支援者との連携を図りましょう。例えば、日本語指導員派遣などは教育行政(市町村教育委員会)、地域生活における支援は地域の支援員やボランティアなどの支援者と協力して、取り組みましょう。

(2) 受入れの準備

子どもたちを受け入れるに当たっては、教育行政、学校、地域の支援団体で、次のような準備をしておくことが望めます(図表17)。

図表17 教育関連機関における受入れ準備

教育行政		児童生徒についての情報収集、通訳・翻訳者、日本語指導員の派遣準備 「特別的教育課程」の編成、実施の検討(教育委員会・学校間で経験校からの情報収集、地域の支援団体などの情報交換)
学校	学校の体制	「特別的教育課程」の編成、実施の検討(教育委員会と相談をしながら)、通訳者の手配、通知文の翻訳、校内の担当者(分掌)及び日本語指導担当者の決定、放課後支援の可能性の検討、難民児童についての校内研修 名前の呼び方の検討
	在籍学級	子どもの椅子や机の準備、学用品の見本/貸し出しの準備、保護者との連絡の取り方の検討、就学援助などの情報提供の準備 受入れ直後の学級内での支援方法の検討
	日本語指導担当者	日本語指導のコース案の検討、日本語の教材教授の準備 担任教師や他の教員との情報共有の仕方の検討、地域の支援者情報の収集
地域支援団体		家族支援の一環として子どもの支援を検討、支援方針の決定 来日直後の生活に必要な地域の情報を収集し、提供の準備